

会 議 記 録

次の協議会を次のとおり開催した。

協 議 会 名 称	令和7年度第2回湘南東部地区福祉有償運送市町共同運営協議会
開 催 日 時	令和7年8月21日（木）14時から15時08分まで
開 催 場 所	寒川町 町民センター 展示室I
出 席 者	◎金子由利子、○森もと江、○濱田盛厚、手塚明美、鶴岡莞子 右城栄一、小原淳、中澤栄子、森下文章（代理：岩松采花）、
※ 会 長 等 ◎	笠井熱史（代理：山田亮太）、山本まり子、佐々木邦子
副 会 長 等 ○	
次回開催予定日	令和7年11月27日（木）14時から
問 い 合 わ せ 先	担当：寒川町健康福祉部福祉課総務担当（事務局） 電話番号：0467-74-1111（内線141・142） メールアドレス：fukushi@town.samukawa.kanagawa.jp
会 議 の 概 要	1 開会あいさつ 2 自己紹介（新任委員） 3 議題 <協議事項> （1）自家用有償旅客運送更新登録申請について（藤沢市・茅ヶ崎市） ①福祉クラブ生活協同組合 らら・むーぶ藤沢から提出された更新登録申請について協議。申請の通り、協議が調った。 <質疑> ・月平均の利用回数はどのくらいなのか。【右城委員】

	→約１２０件。【オブザーバー】 ・名簿について、会員数が多く、入会年月が昔の方もいるが、名簿の見直しや更新は定期的に行っているか。他団体において、見直し、更新がされておらず、人数が積み重なり、実際に稼働している割合が少なかったケースがあった。【岩松委員】 →見直しは定期的に行っている。【オブザーバー】 →福祉クラブ生活協同組合員であることから、他のサービスを使っている人もケースとして含まれる。【オブザーバー】 ・乗降介助料は乗るとき、降りるときを分けて料金が発生するのか、両方を合わせた料金なのか。添乗料はどのようなサービスなのか。【濱田委員】 →乗降介助料は乗るとき、降りるときの両方合わせたもの。添乗料は車を降り、病院内まで付き添うサービスに対する料金であり、車に乗っている間の料金ではない。【オブザーバー】 ②一般社団法人ふれあいの郷から提出された更新登録申請について協議。申請の通り、協議が調った。 <質疑> ・資料の臨時社員総会議事録より、貸借対照表や損益計算書の修正に関する記載があるが、このような誤りがあったことに対して、会社として成り立っているのか。全体の売り上げに対する、記載のある金額の誤差が生まれたのかを知りたい。また、代表理事一人の決裁で様々なことが行われているが、その点はどう考えるか。【山本委員】 →福祉有償運送の担当のため、会社に関する詳細は不明。社員は５人で、決定は代表理事一人で行っていると思う。【オブザーバー】 ・法的には問題ないが、定款の変更が１回もされていない。本来、議事録と連動し、定款も変更されるのではないか。現行に即した定款を作成することが望ましい。事務局で確認をしていただきたい。例えば、定款の１９条の記載の役員数と、実際の役員数に相違がある点など。【手塚委員】 →更新登録申請自体は手続きを進め、定款の見直し等については、法人へ共有し、変更が可能か検討することとしたい。【事務局】 ・年間の利用件数と福祉有償運送の年商はどのくらいか。交際費で６００万円減額となっているが、売り上げに対して正当なのか、といった点が読み取れない。【右城委員】 →月に約５０件くらいであり、福祉有償運送の売り上げ自体は６０万
--	---

	円程度だと思うが、収支は会社で管理しているため不明。 【オブザーバー】 →当法人は、放課後デイサービスなど多岐にわたる事業を実施。事業規模はかなり大きいと思う。会社として整理している結果が資料にも表れているが、もう一段階整理を進めてほしいと思う。【手塚委員】 ・運送しようとする旅客の範囲について、要介護者（区分ニ）が、現段階で0人となっているが、今後その範囲の会員について具体的な予定や計画によって申請をしているのか。【岩松委員】 →該当の方は、現在要支援だが、高齢のため近いうちに要介護状態になることを見越している。【オブザーバー】 ・差支えなければ、その会員の年齢を教えてほしい。【岩松委員】 →80歳。【オブザーバー】 ・該当の方を区分ニに入れた状態にするか、今回はその区分に入れず、次回の更新時に区分ニを追加して申請するのはどうか。 【岩松委員】 →区分ニとする場合は、現在の区分ホは削除するのか。要介護状態となった時に、区分ニとして再度申請するということか。 【オブザーバー】 →現状だと、要介護状態となった時に、区分ニを追加し、申請することが望ましい。【岩松委員】 ③特定非営利活動法人ワーカーズコレクティブのびのびから提出された更新登録申請について協議。申請の通り、協議が調った。 <質疑> ・旅客から収受する対価のコーディネーター料とは何か。旅客の範囲について、名簿にいない区分ロ、ハ、トが申請書に含まれているのはなぜか。【岩松委員】 →コーディネーター料は、会員ごとに必要となるサービスのアセスメント料である。旅客の範囲については、利用者の状況によって、区分は変わるため、臨機応変な対応ができるよう記載している。利用者に応じて、その都度区分を変更した申請を出すという話もあったが、利用者はすぐにサービスが必要という状況であり、そこに対して対応が求められる。【佐々木委員】 →運用上は、数か月先にと具体的な計画が立てられることが前提である、範囲設定となっている。【岩松委員】 →利用者の状況に起因することから、依頼については、事前に計画を
--	--

	立てられるものではない。【佐々木委員】 →そのような理由であれば、現状の内容でやむを得ない。【岩松委員】 →一般社団法人ふれあいの郷についても、先ほど修正指示があったが、変更なしとする形でよい。【オブザーバー】 →変更なしでよい。【岩松委員】 ・旅客の範囲の区分の申請について話が出ているが、手続きは法律により決められていることなのか。現実には法律改正を促してほしい。【右城委員】 →内部で共有させていただく。【岩松委員】 <報告事項> (1) 自家用有償旅客運送に係る登録事項の変更について (藤沢市・寒川町) ①福祉クラブ生活協同組合（らら・むーぶ藤沢）の自動車台数の変更について報告 ②特定非営利活動法人湘南障害児者を守る会まつぼっくりの自動車台数の変更について報告 ③特定非営利活動法人フリードケアサービスの自動車台数の変更について報告 ④労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団の代表者の変更について報告 ⑤社会福祉法人寒川町社会福祉協議会の自動車台数の変更について報告。 <質疑> ・自家用有償旅客運送登録事項変更届出書により、旅客の範囲の変更に対応できないか。【手塚委員】 →届出変更については、縮小の場合のみであり、増やすことはできない。【岩松委員】 (2) その他 ・9月開催の福祉有償運送制度に関する学習会に参加予定のため、本協議会で内容を共有させていただく。【手塚委員】 4 閉会
--	---